告している。

すぐれたもしくはわれわれの発達した社会で，老齢者の政策を工夫する社会的分野で働らくすべての人々は，スイス科学審議会の勧告から，また，この活動に密接な関係をもつ分野の研究結果から，成果を引出すべきである。

注1　Conseil suisse de la science: Rappdrt sur la Recherche, (Berne, Css Secretariat, 1973), 2 vol.

Research in the Service of the Aged, Rcc (Berne), No.1, 1974, pp. 18 − 22 ; No.52, '74/75.

多産への児童手当効果

M. Honig（イスラエル）

本稿には，人口と児童手当にかんする考察が論述されている。

本稿は経験的な資料にもとづき，また，経済の予測モデルを作ることを意図し，イスラエルと外国の双方において多産と家族構成の傾向に児童手当の与える影響の要約と現実に即した分析を示している。

イスラエルでは，児童給付は基本的には貧困を減少するために実施されるある所得維持の手段と考えられている。また，第二次的で，しかもそれほど多く分析されていないが，児童給付が多産，国民，および家族構成に潜在的な効果を持つと考えられている。

その研究に示された4つの部は，多産の基本的な決定要素にかんする論議から始めて，問題のあらゆる側面を取り入れており，かつ経験的な証拠とともに理論的な証拠も含んでいる。２つの章はイスラエルにおける異種族のグループ内でみうける現在の多産に焦点を絞っている。最後の章は，近い将来に児童手当が国民の人口傾向に与えると思われる影響を検討している。

研究によって得られたものを再検討して，筆者は，積極的な相互関係が確認されているが，しかし，それらの関係の量的な発生率だけが，依然として議論されているにすぎないことを主張し，多産にかんする所得と価格のもつ影響を指摘している。子供達は両親に対して有益な存在となる。そのように有益な存在となるには，母親の費やす時間とともに，子供を育てたり，教育を与える費用や，医療，食料，住居の費用がかかる。多産となる動きと関連をもつ経験的な証拠は，現在まで児童手当のような移転所得を含んでいなかった。フランス西ドイツ，カナダ，スウェーデンで児童手当の採用後に生じた多産の傾向を再検討して，筆者はそのような制度が多産に影響を与えたと述べている。しかし，その影響は小さいし，したがって，それらの制度による全般的な影響は，そのような制度をもたない国の傾向と同じである。

イスラエルでは，８人の子供をもっている家庭に毎月支給された給付の相対的な規模は，1969年に17.7％大きくなり，1970年には29.1％増大したが，しかし，1971 ―72年におけるこれらのグループの多産率は，減少を続けたので，その結果，効果はきわめて小さかったか，あるいは，不確実であった。

イスラエルにおける多産率の予測は，異種グループ（アジア系，アフリカ系生れの母親）にもとづいて実施されるべきであった。多産と教育の間にみうけられる強力な否定的関係を考慮に入れるべきであった。教育水準の上昇は生産性を引上げるし，そのような機会は子供を育てる費用を増加させる。

筆者は所得が高くなればなるほど，教育水準が高くなるし，移転所得の長期間にわたる配慮が所得維持の効果的な手段であるが，多産の水準と傾向にとって，比較的に小さな効果をもっただけであるという結論を示している。

The Effect of Child Allowances on Ferility, The National Insurance Institute, Bureau of Planning, Jerusalem, 1974, 36 p.; No.71, '74/75.

（以上4編の「ＩＳＳＡ海外論文要約より」は，社会保障研究所の要請に対するＩＳＳＡのAdvisory Committee－1967年10月－による了解にもとづき，Social Security Abstractsより採用した。）

社会保障こぼれ話

短期疾病への現金給付

（アメリカ）

1975年に，短期的な疾病に対して支払われた現金給付は87億ドルに達し，これは対前年で９％増になっている。

ところで，この国では1975年に，被用者のうち，一時労働不能保険によって，約4,900万人が一時的な労働不能による所得の喪失に対して保護されており，これは全労働力人口の63％に当る。これには，連邦政府と一部の州や自治体の公務員が含まれており，これらを除けば，カバーされた民間労働者は約3,600万人で，これは全労働力人口の57％に当る。

疾病時に現金給付を提供するには，大別して，２つの方法が用いられる。１つは保険を用いる方法で，もう１つは有給の疾病休暇か賃金継続支払いの方法である。民間産業の全労働者のうち，約3,100万人は保険でカバーされており，一般に，３月から１週間にわたる待期から，賃金の２分の１から３分の２を補償されていた。保険でカバーされたこれらの人びとには，カリフォルニア，ハワイ，ニュー・ジャージー，ニュー・ヨーク，およびロード・アイランドの州法，つまり一時的廃疾保険法と，鉄道一時的廃疾保険法を適用される労働者が含まれている。また，労働協約もしくは任意方式による使用者のフリンジ・ベネフィッツで保険を適用された労働者も含まれている。しかし，一時的廃疾保険を実施するプエルト・リコの労働者は，情報が入手できないので，上記の中には含まれていない。

有給の疾病休暇は，労働者が疾病や災害のために働らけないときに，労働者の賃金を維持する主要な手段で，これは1,800万人の被用者をカバーしている。これらの人びとのうち，多いのは公務員で，多数の民間労働者

（31頁につづく）